

入札説明書

下記に係る競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

調達案件名称	堺市立文化館窓口案内及び使用料等徴収業務
業務概要	文化館の総合窓口として来館者への対応業務を主とし、ギャラリー使用申し込みの受付と使用許可証の交付および料金収受処理業務、堺 アルフォンス・ミュシャ館の観覧料徴収・発券・観覧券所持確認等の入館管理関連業務、ミュージアムショップにおける販売金収受業務と商品管理補助業務、上記に関連する各種日報記入等事務処理業務を行う。
入札方法	紙入札
入札金額	総価（詳細は後記10（2）を参照。）
見積明細書	不要
契約方法	総価契約
最低制限価格	設定しない
事後審査	無
履行期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
履行場所	契約書又は仕様書に記載のとおり
依頼元部署	後記「3」のとおり

2 入札執行部署

郵便番号	590-0061
所在地	堺市堺区翁橋町2丁1-1
所属	公益財団法人堺市文化振興財団 総務課 担当：橋
電話番号等	TEL: 072-228-0114 FAX: 072-228-0115
メールアドレス	soumu@sakai-bunshin.com

3 契約事務担当部署

郵便番号	590-0946
所在地	堺市堺区田出井町1番2-200号 ベルマージュ堺式番館内
所属	堺市立文化館 担当：岡端(おかばた)／池内
電話番号等	TEL: 072-222-5533 FAX: 072-222-6833
メールアドレス	bunkakan@sakai-bunshin.com

4 競争入札参加資格

当該案件への入札参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、次の全ての要件を満たす。

していなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び公益財団法人堺市文化振興財団契約規程第3条の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申請締切日から開札日までの間に堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第223条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 参加申請締切日から開札日までの間に堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者であること。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (5) 当該案件の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一案件に参加することはできない。）。
- (6) 組合については、その構成員が当該案件に入札参加の申込みをしていないこと。
- (7) 入札説明書で指定する書類の全てを提出できること。
- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に履行できること。

5 スケジュール

(1) 仕様書等の配布

配布期間	書類ごとに設定
配布方法及び手続の詳細	後記「6」のとおり

(2) 入札参加資格確認申請

申請期間	公告日から 令和2年2月10日 午後5時まで
申請方法及び手続の詳細	後記「7」のとおり

(3) 入札参加資格に係る確認結果通知

通知日	令和2年2月14日
通知方法及び手続の詳細	後記「8」のとおり

(4) 質疑の申請

申請期間	公告日から 令和2年2月17日 午後5時まで
質疑方法及び手続の詳細	後記「9」のとおり

(5) 入札書の提出

提出期間	令和2年2月21日 午前9時から 令和2年2月27日 午後5時まで
入札方法及び手続の詳細	後記「10」のとおり

(6) 開札

開札日時	令和2年2月28日 午後2時
開札方法及び手続の詳細	後記「14」のとおり

6 仕様書等の配布

(1) 配布期間

入札説明書、仕様書等	公告日から 当該案件の公開期間終了日時まで
------------	--------------------------

(2) 配布方法

当該案件の仕様書等の関係書類は、財団ホームページからダウンロードすること。なお、窓口及び郵送等での配布は行わない。

財団ホームページ：<https://www.sakai-bunshin.com/>

(3) 費用及び目的外使用の禁止

仕様書等は無料とする。なお、仕様書等は当該案件の入札の積算、見積り以外の目的で使用してはならないこととし、入札終了後に破棄又は責任を持って管理すること。

7 入札参加資格確認申請

(1) 入札参加資格確認申請

入札参加者は、下記のとおり、参加申請締切日までに入札参加資格確認申請を行わなければならない。

(2) 申請手続

申請期間	前記「5 (2)」のとおり
申請先	前記「2」の入札執行部署のとおり

申請書類	<p>(ア)入札参加資格確認申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。 <p>(イ)国税の納税証明書（法人はその3の3、個人はその3の2とし、令和元年12月1日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出部数は1部とする。 <p>※提出書類(イ)については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。</p>
申請方法	<p>直接持参または郵送（FAX不可）してください。</p> <p>【持参の場合】上記提出期限までの午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。</p> <p>【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記「2」の入札執行部署まで電話連絡し、到達確認をすること。</p>

(3) 入札参加資格確認申請の取下げ

入札参加資格確認申請書の提出後、参加申請締切日までの間に当該案件への参加申請を取下げる場合は、下記の手続により取下げに係る申請を行うこと。

申請先	前記「2」の入札執行部署のとおり
申請方法	<p>下記申請書類を直接持参又は郵送すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接持参の場合 前記該当期間内に持参すること。 ・郵送の場合 前記該当期間内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を、前記「2」の入札執行部署まで電話連絡すること。
申請書類	入札参加申請取下申出書（本財団様式）

(4) その他注意事項

- ア 申請に要する費用は、入札参加者が負担すること。
- イ 事前審査書類に虚偽の記載があれば、当該案件の入札参加資格を認めないものとする。
- ウ 入札参加申請取下申出書については、提出後の撤回はできないものとする。

8 入札参加資格に係る審査及び確認結果通知

(1) 入札参加資格に係る審査

前記「7」の申請に係る審査については、参加申請締切日を審査基準日として、前記「4」の各要件を審査（以下「事前審査」という。）するものとする。

(2) 入札参加資格に係る結果通知

事前審査を行った結果、入札参加資格を有すると認められた（以下「合格」という。）入札参加者には、郵送にて合格の通知を行う。

通知日	前記「5（3）」のとおり
-----	--------------

次のいずれかに該当した者は、入札参加資格を認めない（以下「不合格」という。）ものとし、その旨の理由を付して上記通知日に郵送により不合格の通知を行う。

- ア 事前審査の項目を満たさない者

イ 事前審査書類に虚偽の記載がある者

なお、不合格となった場合であっても、申請に要する費用の返却はしないものとする。

(3) その他注意事項

ア 参加申請締切日の翌日から参加資格通知日までの間に事前審査の項目に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかとなった場合は、不合格とする。

イ 事前審査の結果、入札参加資格を満たす者が1者に満たない場合は、当該入札を中止する。

ウ 参加資格通知日から開札日までの間に事前審査の項目のいずれかを開札時点で満たさないことが明らかとなった場合は、入札参加資格の合格を取り消すことができるものとする。なお、入札参加資格の合格を取り消されたものがすでに入札を行っていた場合、当該入札は無効とする。また、入札参加資格の合格の取消しは、理由を付して郵送により通知する。

9 質疑申請及び回答の公表

(1) 仕様書等に係る質疑

契約書及び仕様書等に関する質疑がある場合は、下記申請期間内に、質問書（本財団様式）により質問の内容を、前記「3」の契約事務担当部署に提出しなければならない。

申請期間	前記「5(4)」のとおり
申請先	前記「3」の契約事務担当部署のとおり
申請方法	メールでの提出に限る。 上記申請期間内に必着とする。なお、提出した旨を、前記「3」の契約事務担当部署まで電話連絡し、到達確認をすること。
申請書類	質問書（契約書・仕様書等関係）（本財団様式）

(2) 入札説明書に係る質疑

入札説明書に関する質疑がある場合は、下記申請期間内に、質問書（本財団様式）により質問の内容を、前記「2」の入札執行部署に提出しなければならない。

申請期間	前記「5(4)」のとおり
申請先	前記「2」の入札執行部署のとおり
申請方法	メールでの提出に限る。 上記申請期間内に必着とする。なお、提出した旨を、前記「2」の入札執行部署まで電話連絡し、到達確認をすること。
申請書類	質問書（入札説明書関係）（本財団様式）

(3) 回答の公表

質疑の回答については、下記の日時に財団ホームページにて公表するため、必ず内容を確認すること。

公表予定日時	令和2年2月21日 午後1時
--------	----------------

なお、上記公表予定日時に関わらず、急を要する回答については、同ホームページにて随時公表することとし、公表の際は入札参加資格確認申請済みの者に限り別途周知す

るものとする。

10 入札手続等

(1) 入札方法

下記の期間内に入札書の提出を行うこと。

提出期間	前記「5(5)」のとおり
提出先	前記「2」の入札執行部署のとおり
提出方法	入札参加資格に係る結果通知に同封する入札書及び専用封筒を使用し、直接持参または郵送（郵送の場合は事前に申し出ること）してください。 【持参の場合】上記提出期限までの午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。 【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、別紙 郵便による入札の注意事項による。

(2) 入札書に記載される金額

入札は総価で行う。

入札金額は令和2年度の総価を記載すること。（各年度において業務量が多少増減するものであるが、契約金額は毎年同一とするため、3年間の業務量を勘案したうえで入札金額を記載すること。）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の相当額（以下「消費税等相当額」という。）を加えて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の消費税等相当額を含まない金額を入札書に記載すること。

また、入札金額の見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。

なお、単価を契約の主目的とし、一定の期間内における実績数量を乗じて得た金額の対価を支払うことを内容とする契約（以下「単価契約」という。）については、消費税等相当額を含まない単価を入札書に記載すること。

ただし、同一の契約において複数の単価を設定する複数単価契約である場合については、消費税等相当額を含まない単価にそれぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額を、総価契約と単価契約の複合契約である場合は、単価に予定数量を乗じた金額に総価の金額を加えた金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数

入札回数は2回（再度入札を含む。）までとする。

11 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札（入札参加資格の合格を取り消された者

が、入札参加資格の取消しを受ける前にした入札を含む。)

- (2) 本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (3) 開札時において文字、数字等が判読できない入札
- (4) 「別紙「郵便による入札の注意事項」4. 郵便による入札方法の不備について」に該当する入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められ、又は不正行為が行われたおそれが非常に強い入札
- (7) 同一の入札について、自己の他、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (8) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (9) 数人が共同して行った入札
- (10) 最低制限価格を設定した場合において、これを下回る価格で行った入札
- (11) 再度入札を実施した場合において、再入札通知書で通知する前回最低金額を上回る価格で行った入札
- (12) 明らかに履行ができないと認められる低い価格で行った入札
- (13) 同一の入札回数内において、2以上の入札を行った場合の入札
- (14) その他、指示した条件に違反して入札した者の入札

1.2 入札の辞退等

(1) 入札書提出後辞退の禁止

入札参加者は、入札書の受付期間内は、入札を辞退することができる。

ただし、入札書提出後の辞退はすることができず、いかなる時点においても入札書の引換え、変更又は撤回を認めない。また、入札の辞退を行った後は、辞退の撤回を行うことはできない。

(2) 辞退の方法

入札参加者は、入札参加資格を喪失する等の事由が生じた等の理由により入札を辞退するときは、入札書の受付期間中に「入札参加辞退届」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。

(3) 不利益な取扱いの排除

入札を辞退した者に対しては、これを理由として以後の入札参加等において不利益な取扱いをすることはないものとする。

(4) 入札書未到達の場合の取扱い

入札書の受付期間を過ぎても入札書が到達していない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

1.3 入札執行の中止、延期、中止等

前記「8 (3) イ」の場合のほか、入札執行の前又は執行中に、次のいずれかの事由が生じ、

入札の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札の執行を中断、延期、中止又は從来の紙を用いた入札に変更（以下「中断等」という。）する場合がある。

- (1) 天災地変等により通信遮断、交通断絶等の事由が発生したとき。
- (2) 有力な証拠をもって、入札執行を中断等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する通報があったとき。
- (3) 入札参加を認めなかった者を認めるべき事実があると確認したとき。
- (4) その他やむを得ない事由により入札の執行を中断等すべきと判断したとき。

1 4 開札等

(1) 開札執行

下記のとおり行う。

開札日時	前記「5 (6)」のとおり
開札場所	前記「2」の入札執行部署のとおり（集合場所：フェニーチェ堺多目的室）

なお、開札時に当該入札参加業者は立会いに参加することができる（立会人は1社1名に限り、参加は任意）。当該入札参加業者の立会がない場合は、財団職員で本業務に関係のない職員立会いのもと実施する。

(2) 落札者又は落札候補者の決定方法

ア 入札参加資格の事後審査を要しない案件

前記「1 1」に定める入札の無効に関する要件（以下「無効要件」という。）に該当しない者のうち、予定価格の制限の範囲内で（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札のうち）最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。また、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

イ 入札参加資格の事後審査を要する案件

無効要件に該当しない者のうち、予定価格の範囲内で（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札のうち）最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。また、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

なお、くじにより決定された落札候補者の行った入札が前記「1 1」の定めにより無効となった場合、当該くじにて決定する審査実施順位を決定された者がある場合は、当該審査実施順位に基づき落札候補者を決定するものとする。

1 5 入札参加資格の事後審査

(1) 入札参加資格の事後審査を要する案件については、落札候補者の決定後、執行を保留し、入札参加資格のうち、下記の要件について落札候補者のみ審査（以下「事後審査」

という。) を行う。

事後審査項目	事後審査項目なし
--------	----------

- (2) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後5時まで（郵送の場合は必着）に次の書類を前記「3」の契約事務担当部署まで提出すること。

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・履行実績申出書（本財団様式）・履行実績申出書の内容を証明できるもの（契約書・仕様書の写し等）・〇〇資格証の写し
------	--

- (3) 事後審査の結果、入札参加資格を有すると認めるとときは、その者を落札者として決定し、落札決定の通知を行うものとする。落札決定後、5日以内（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。財団が特に指定した場合はその期間内）に契約を締結すること。なお、落札者は、契約締結に際して見積書（見積内訳明細書）を作成し、前記「3」の契約事務担当部署へ紙媒体で提出すること。

- (4) 落札候補者になったにもかかわらず、事後審査書類を提出期限内に提出しない者又は事後審査の結果、入札参加資格を満たしていないことが判明した者（以下「事後審査不適格者」という。）が行った入札については、入札を無効とし、その旨を書面で通知するものとする。なお、この場合においても、申請に要する費用の返却はしないものとする。
- (5) 事後審査不適格者は、入札参加資格を認められなかった理由について説明を求めることができるるので、説明を求める場合は、上記（4）に規定する通知を行った日の翌日から起算して2日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後5時までに前記「2」の入札執行部署へその旨を記載した書面を提出すること。
- (6) 事後審査の結果、落札候補者の入札が無効となった場合は、前記「14（2）イ」の定めにより再度落札候補者を決定し、同様に入札参加資格の事後審査を行うものとする。

1.6 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書

- (1) 誓約書の提出

落札金額が500万円（税込）以上の案件については、排除要綱第11条第1項に基づく誓約書（本財団様式、理事長あてのもの）を下記のとおり提出すること。

ア 入札参加資格の事後審査を要しない案件

落札者は、契約締結までの間に、契約書類と合わせて前記「3」の契約事務担当部署へ提出すること。

イ 入札参加資格の事後審査を要する案件

落札候補者は、前記「15（2）」に定める期限までに、事後審査書類と合わせて前記「3」の契約事務担当部署へ提出すること。

- (2) 上記（1）イについて、誓約書を提出期限内に提出しない者が行った入札については、入札を無効とし、その旨の通知を行うものとする。

なお、この場合においても、申請に要する費用の返却はしないものとする。

- (3) 上記（2）に規定する通知を受けた者は、入札を無効とされた理由について、説明を

求めることができるので、説明を求める場合は、上記（2）に規定する通知を行った翌日から起算して2日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後5時までに前記「2」の入札執行部署へその旨を記載した書面を提出すること。

- (4) 受注者は、契約金額が500万円（税込）以上の再委託契約及び資材、原材料の購入契約その他の契約をしたとき（再委託先が資材、原材料の購入契約その他の契約をしたときを含む。）は、当該契約の締結後、当該契約の相手方から堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（本財団様式）を徴取して、速やかに前記「3」の契約事務担当部署へ提出すること。

17 入札参加資格を満たさなくなった入札参加者、落札候補者又は落札者について

- (1) 理事長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者又は落札候補者が前記「4」に掲げる要件を満たさなくなった場合は、落札者としないものとする。
- (2) 市長は、落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次のアに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次のイ又はウに該当した場合は契約を締結しない。
- ア 前記「4」に掲げる要件を満たさなくなった場合（下記イ又はウに該当する場合を除く。）
- イ 入札参加除外を受けた場合
- ウ 府警からの通報等があった場合

18 入札保証金及び違約金に関する事項

入札保証金は公益財団法人堺市文化振興財団契約規程第13条の2第3号の規定に基づき免除とする。ただし、落札者が下記（1）又は（2）に該当した場合は、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額を加えて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとし、下記（3）に該当する場合は、違約金を徴収することができるものとする。

なお、単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）の100分の3に相当する額を違約金とする。

- (1) 正当な理由なく期限までに契約を締結しない場合
- (2) 前記「17（2）イ」又は前記「17（2）ウ」に該当し、契約を締結しない場合
- (3) 前記「17（2）ア」に該当し、契約を締結しない場合

19 その他

- (1) 落札決定後、10日以内（理事長が特に指定した場合はその期間内）に契約を締結すること。
また、契約締結に際しては、見積書を作成し、提出すること。
- (2) 契約保証金 要（契約金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額）の100分の10以上）。ただし、公益財団法人堺市文化振興財団契約規程第28条の2

に該当する場合は、免除する場合がある。

(3) 契約書作成の要否 要。

なお、契約書の案については、財団ホームページに掲載しているので必ず内容を確認し、了承した上で、参加すること。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約条項等については、以下のとおり閲覧できる。

ア 入札・契約に係る条例・要綱等

以下のアドレスにおいて閲覧できる。

堺市 調達課 関係例規等のページ

<http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/chotatsu/kankei.html>

(6) 入札参加者は、入札参加資格確認申請後、合格の通知を受けた後又は開札後等の時点において、前記「4」に掲げる事項を満たしていないことが明らかになった場合は、速やかに本財団に報告すること。

(7) 契約の締結に関しては、落札者に対して別途前記「3」の契約事務担当部署から連絡を行う。

(8) 本件調達に係る契約の締結に当たっては、令和2年度予算の成立を前提とする。

(予算が成立しない場合は、本件調達に係る公告及び入札説明書等に基づいてなされた行為は無効とする。)